

政策目的随意契約の実施（契約後の公表）

富山県会計規則第 100 条の 2 第 2 項第 3 号の規定により次のとおり公表します。

令和 7 年 11 月 17 日

富山県知事 新田 八朗

1 随意契約に係る物品等の名称等

（１）業務の名称

太閤山東用地（J E T 駐車場跡地）除草業務

（２）業務の内容

射水市内県有地の除草業務

場所 射水市池多・黒河地内

面積 10,326 m²

（３）業務実施期間

契約の相手方を決定した日から令和 8 年 3 月 31 日まで

2 委託業務を行った室課の名称及び所在地

富山県土木部建築住宅課 富山市新総曲輪 1 番 7 号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和 7 年 11 月 17 日

4 随意契約の相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称

公益社団法人射水市シルバー人材センター

5 随意契約に係る契約金額

¥ 1 7 8, 4 4 2 円（消費税及び地方消費税を含む。）

6 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 2 第 1 項第 3 号に該当するため。